

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の主張を認容し、審査請求人が公開を求める「[REDACTED]」
[REDACTED]（以下「当該法人」という。）に対する行政指導等全ての文書。当該法人を相手方とする告訴状。当該法人所有地に関する全ての文書。職員の出張等記録。」につき公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することとした決定を取り消し、改めて公開又は非公開の決定をすべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 情報公開請求

審査請求人は、令和5年12月28日付けで、大網白里市情報公開条例（平成12年条例第24号。以下「条例」という）第6条第1項の規定により、「当該法人に対する行政指導等全ての文書。当該法人を相手方とする告訴状。当該法人所有地に関する全ての文書。職員の出張等記録。」を請求内容とする情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 情報公開請求拒否決定

実施機関は、令和6年1月10日付け地第2052号で、条例第10条の規定により、公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否することを決定（以下「本件拒否決定」という。）し、情報公開請求拒否決定通知書によりその旨を通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年1月12日付けで、本件拒否決定を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は以下のとおり（原文のまま）である。

1 審査請求書

審査請求に係る処分は、次のとおり違法、不当である。

情報公開条例等の解釈誤認に基づく違法な処分である。

2 反論書

- （1） 当該法人に対する行政指導等文書（中止命令書及び措置命令書）は、茂原市にある[REDACTED]（以下「A社」という。）が当該法人を被告として起こしている民事訴訟において甲号証として出されている。【証拠1】

上記文書は、大網白里市が情報公開条例に基づき、あるいは何らかの別の方法にてA社に提供したものと考えられる。

すでに公開情報である文書を「捜査に支障を及ぼすおそれがある文書」とは笑止、全く説明になっていない。違法な処分を直ちに取消し、すべての文書の情報公開を求める。

(2) 今回、市が当該法人を告訴したのかどうか分からないが、本市金谷郷にある当該法人の所有地及び事務所に捜査機関の立ち入り調査が入り、証拠物の押収等がされている。仮に市の告訴に応じて捜査が入ったのならば、市は何らかの犯罪を認知し、あるいは被害があった可能性があり、市民は市の被った被害を知る権利がある。市が被害者だったとしても市の対応に間違いや不適切なものがなかったかどうか市民には検証する義務があり、そのためにも本件に関わる情報公開をしなければならない。

(3) 一方で、A社に対し、当該文書はほとんど黒塗りもなく公開あるいは提供している。A社の実質的オーナーである者は、全日本同和会千葉県連会長であり、全日本同和会はたびたび不祥事を起こしている。

さらに市は、A社と当該法人が争訟中であることを知っているにも関わらず、一方の側のA社に対して、当該法人の情報提供をしているのこそ問題ではないか。【証拠2】

これらが違法でなく、問題でもないならばすべての市の情報は誰に対しても公開されなければ係争中の中立すら守ることができない。

(4) また、すでに公開資料である行政指導等文書を非公開にするように東金警察署あるいは他の捜査機関から依頼があったとは考えにくい。仮に捜査機関から依頼があったのであれば明らかにし、請求者に対して伝え、捜査上公開できない部分を除き公開すべきである。

(5) 審査請求人は、今回行政指導等文書のみを公開請求しているわけではない。当該法人は市道の補修を行っている。この市道の補修が法令に基づき行われているならば、その事業に関連する資料はすべて公開しなければならない。

市道の補修を大網白里市建設課立ち会いの下に行い、道路補修のためトラックで複数台に及ぶ砂利を搬入しながら、それにかかわる公的書類も出張記録もないのはおかしい。大網白里市こそが違法な行政行為を行っているのではないかと疑われ、それを隠ぺいするために情報公開請求を拒否（存否応答拒否）しているとすら疑われる。

また、市道の損壊に関する資料や補修に関する資料は、何ら非公開にすべき内容でもなく直ちに公開すべき内容である。

(6) 市は弁論書の「2 事実の法令等への該当性」で、本来非公開にすべきものでも「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることは、この公文書の存否に関する情報と公開請求に係る公文書に含まれる情報とが結合することにより、非公開情報としての保護利益が害されるため、条例第10条の規定により存否を明らかにせず公文書の公開請求を拒否したものである」と述べている。何を言っているか全く不明な文章である。

最高裁判所事務総局秘書課の『情報公開ハンドブック』によれば次のような例示がある。

(引用はじめ)「Aが被告となっている民事事件に関して作成された司法行政文書の開示を求める。」との申出への対応

→文書の存否を答えるだけで、Aの個人識別情報(例えば、当該文書が存在する場合、Aが被告となっている民事事件が存在すること)を開示することとなるため、存否応答拒否するのが相当。(引用終わり)

上記にあるように存否を答えるだけで、個人識別情報が開示されてしまう場合に認められている。上記の例は民事事件の被告になっていることが開示されてしまう場合だ。ほかには特定の病歴とか、試験の出題に関する情報などが考えられる。

行政指導等の文書が非公開になることの理由とはなりえず、行政指導をした業者情報や内容が公開されないことこそ市民の利益が害されている。

これが仮に当該法人に関する情報公開請求でなく、「過去に市が出した行政指導等全て」を情報公開請求した場合は結合することがないから存否応答拒否はせずに公開、あるいは非公開したのか。また、A社は全ての中止命令、措置命令等を情報公開請求したのか。

今後情報公開請求するときに、情報公開先の業者などを特定せずに全ての文書を、期間限定なしで行わなければならない。それでは情報公開請求の事務に大きな負担がかかり、請求側も不必要な請求に費用がかかる。

(7) 以上の理由により、今回の行政処分が違法であり、弁明書に反論するものである。なお、審査庁と処分庁が同じ機関であり不当である。時間をかけず直ちに審査会に諮問することを申し述べる。

3 意見書

2月19日付け「反論書」において述べているとおりだが、追加の意見を以下に述べる。

私は市議会議員として、あるいは一市民として市の支出する公金、あるいは税金支出について監視することは大変有意義な任務であると考えます。しかしながら市が必要な情報提供や、情報公開を行わず、ましてや隠ぺい行為を行うと市の

不正な公金支出や税金の無駄遣いを監視することが著しく困難となる。国と違い、外交や防衛を行っているわけではない大網白里市が税金の使い道や事業に係る内容を情報公開拒否する理由は基本的には存在しないものとする。

(1) 今回請求した文書等は当該法人が関わる土砂埋め立てに関連するものであることは当該法人の事業現場（大網白里市金谷郷）を見ればすぐにわかることである。また、その後の新聞報道で2月28日に当該法人の社長と社員が残土条例違反で逮捕されたことが報道されている。

令和5年3月制定の「大網白里市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」第36条では措置命令違反者等の公表について定めている。

(引用はじめ) 第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名、違反等の事実その他の規則で定める事項を公表するものとする。(1) 第7条第2項若しくは第3項、第30条第1項、第2項若しくは第3項、第31条第1項又は第32条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者(2) 第9条第1項、第16条第1項又は第28条第1項の規定に違反して特定事業を行った者(3) 第17条に規定する許可の条件に違反して特定事業を行った者(引用おわり)

上記条例第36条は、措置命令に従わず、条例違反を続けている者に対し、氏名公表により法令順守を促すための趣旨であると解される。上記条例制定に伴い廃止された旧条例「大網白里市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例」第18条では「市長は、事業主等が第10条の改善命令等又は第12条の中止命令等に違反したときは、その事実を公表することができる」とされているが新条例ではより積極的に法令順守を促すために公表が義務付けられている。

当該法人は旧条例下での違反行為が新条例下でも継続して続いており、新条例の趣旨を踏まえ市長が公表すべき内容であることは明らかである。違反者の氏名等は、新条例において公表義務があり、旧条例でも公表できる内容であり、違反業者に対する個人情報保護の観点から情報公開を拒否する内容ではないことは明らかである。

(2) 反論書にあるように、市は今回私に対して拒否した内容の文書等をA社には提供している。どのような経緯かわからないがA社に提供あるいは開示した内容を市民や市議会議員に隠す理由は見当たらない。A社への提供、あるいは開示が違法な情報開示であった可能性もある。A社への情報提供、あるいは情報開示についても市は説明すべきである。

(3) 私の調査によると、本来市が当該法人に対して行わなければならなかった指示を怠り、必要な書類を作成しなかったことや必要な措置を怠ったことを隠すために情報公開請求を拒否した疑いが濃厚である。市は直ちに情報公開を行うとともに、これまで当該法人との関係で怠っていた業務を検証し、必要な見直し、処分を行うべきである。市は当該法人が市道の補修業務を行うことについて何らかの協定を結ぶ、あるいは市道の補修に関する許可や取り決めなどの文書を交わす必要があった。しかし大網白里市建設課をはじめ必要な手続きを怠り、このことが結果として違法な土砂搬入につながった可能性を否定できない。市の情報開示拒否は、市の行政手続きの違反及びその隠ぺいのために行ったと考えられる。

(4) 市はこれまで当該法人の土砂搬入等を監視するために監視カメラを設置している。当初予算にない多額の公金支出を市民にも議員にも隠し、情報を開示しないことは明らかな法令違反である。今回情報公開請求した内容にこれらの公金支出に伴う書類が含まれるはずである。公金（税）支出に対して、市が市民（納税者）に対して説明する責任があるのは明らかで、公金支出に関する契約書類などの開示拒否はあってはならない違法な処分である。

以上、追加の意見を述べたが、重ねて述べる。本来、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止の観点から必要な措置を取り急ぎ行わなければならない立場の市が、必要な措置を行わないどころか、違反業者に便宜を図り、あるいは共同して土砂の搬入を行った疑いがある。市の違法行為、あるいは違法の疑いのある行為を隠ぺいするために情報公開拒否したと考えられる今回の事案は、違法に違法を重ねる処分であり、直ちに反省し、決定を改めることを市に強く求めるものである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は以下のとおり（原文のまま）である。

1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 本件拒否決定に至るまでの経緯

令和5年12月28日付け請求人から大網白里市長（以下「処分庁」という。）宛てになされた大網白里市情報公開条例（平成12年条例第24号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定による公文書の公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報とすべき情報を公開することとなることから、条例第10条の規定により令和6年1月10日付けで、当該公文書の存否を明らかにせず、当該公開請求を拒否したもの（以下

「本件処分」という。)である。

3 本件拒否決定の内容

本件処分の内容は、処分庁が請求人に対し令和6年1月10日付け地第2052号で行った情報公開請求に対する請求拒否に係る処分である。本件処分は、令和5年12月28日付けで実施機関に対してなされた、条例第6条第1項の規定による公文書の公開請求に対して、公開請求の内容を確認したところ、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報とすべき情報を公開することとなるものと判断したことから、条例第10条の規定により請求を拒否したものである。

4 本件拒否決定の理由

(1) 法令等の定め

条例では、公文書の公開に関して次のように定めている。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5)～(7) 略

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(2) 事実の法令等への該当性

本件公開請求に係る内容については、「当該法人に対する行政指導等全ての文書。当該法人を相手方とする告訴状。当該法人所有地に関する全ての文書。職員の出張記録」とされているところ、これらの公文書が仮に存在したとして、当該公文書は、請求内容に記載されている法人を相手方とする告訴状と記載されているところから、これらの書類は通常、告訴に相当する違法行為を確認するに至った経緯や法令等に違反すると思料される被告訴人の行為や被告訴人に対する行政処分等の行政行為の記録が記載されているも

のと考えられる。

したがって、これらの書類は、捜査機関が犯罪行為を認定するために使用される証拠となるものであり、これらをみだりに公開すれば、当該告訴が公になっている場合を除き、捜査に支障を及ぼすものと考えられる。

このことから、このような公文書については、条例第7条第4号の規定により、公にすることにより、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある文書として非公開情報とすべきものである。

しかしながら、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることは、この公文書の存否に関する情報と公開請求に含まれる情報とが結合することにより、非公開情報としての保護利益が害されるため、条例第10条の規定により存否を明らかにせず公文書の公開請求を拒否したものである。

(3) 結論

以上のとおり、本件処分は法令等に基づき適正に行われており、違法又は不当な点はない。

第5 審査会の判断

1 本件拒否決定について

(1) 実施機関は、別記に掲げる本件請求公文書1から同4までが仮に存在したとして、これらの書類は、告訴に相当する違法行為を確知するに至った経緯や法令等に違反すると思料される被告訴人の行為や被告訴人に対する行政処分等の行政行為の記録が記載されている書類であり、捜査機関が犯罪行為を認定するために使用される証拠となるものでありこれらをみだりに公開すれば、当該告訴が公になっている場合を除き、捜査に支障を及ぼすものと考えられ、このような公文書が存在しているか否かを答えることは、条例第7条第4号に規定する非公開情報を公開することになるため、条例第10条の規定により、本件拒否決定したと主張する。

(2) 実施機関は、当審査会の意見の聴取において、本件拒否決定の理由として、本件請求公文書1から同4までの存否を答えることにより、特定の事業者に関して、刑事捜査が行われているか、否かの情報が明らかになると考えられる。この情報は、刑事捜査の対象に関する情報であることから、これが公になると捜査対象者に対し、捜査情報が判明する恐れがあり、その結果、捜査対象者が逃亡、罪証隠滅を企てたり、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

(3) 以上のとおり、実施機関が主張するため、これを検討する。

2 存否不回答に係る法令の定め

(1) 条例第7条第4号の非公開情報について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については非公開とすると定めている。

「犯罪の捜査」とは、犯人を発見し、証拠を収集し保全する活動をいい、内定活動等も含まれる。また、「犯罪の捜査に支障が生ずる」とは、市には犯罪捜査権がないものの、捜査機関からの照会等に際して作成し、又は取得した情報を保有している場合、これらに関する情報を公にすると、捜査活動を困難にする場合等をいうものであると定められている。

また、ここでの「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(2) 条例第10条の存否不回答について

条例第10条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる場合は、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否すること（以下「存否不回答」という。）ができると定めている。

公開請求を拒否するときは、公開請求に係る公文書が存在している、又は存在していないかを明らかにした上で拒否することが原則であるが、例えば、特定の個人名を挙げた病歴情報の公開請求や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報の公開請求のようにその公開請求に対して存在するが非公開又は存在しないと回答することにより、当該個人の病歴の有無や試験問題の出題分野という非公開情報を明らかにしてしまう場合があり、この場合には存否不回答とすることができる制度を例外として定めている。

3 本件請求公文書1から同4までに係る本件拒否決定の妥当性について

当審査会では、実施機関から公文書の提示を受け、インカメラ審理により見分けた上で、以下判断する。

(1) 本件請求公文書1について

ア 本件請求公文書1は、審査請求人の情報公開請求書、反論書の内容から、市が当該法人に対して行った行政指導の記録や行政処分に係る書類を含むと思料されるが、これらの書類は、市と当該法人の間での大網白里市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例（昭和63年条例第4号。以下「残土条例」という。）の違反に関する行政指導等の記録に関する公文書と認められ、市が当該法人に対し行政指導した記録が記載された公文書、中止命令書、措置命令書等の公文書が確認できた。

イ しかし、当該公文書の内容が公開されたとしても、明らかになるのは、市が当該法人へどのような行政指導、命令等を行ったかという事実であり、当該法人が捜査機関の捜査活動を困難にする目的で逃亡、罪証隠滅を企る等「犯罪の捜査に支障が生ずる」おそれは考えられない。

ウ 以上から、本件請求公文書 1 に記載の情報は、条例第 7 条第 4 号の非公開情報には該当しないことから、条例第 10 条の該当性を検討するまでもなく、本件拒否決定とした理由はないものと認められる。

(2) 本件請求公文書 2 について

ア 本件請求公文書 2 は、審査請求人の情報公開請求書、反論書の内容から、当該法人を相手方とする告訴状と認められ、市が当該法人を残土条例違反により刑事告発した告発状に関する公文書が確認できた。

イ また、当審査会において調査したところ、令和 6 年 2 月 29 日付けの新聞報道において、同月 28 日に当該法人社長及び同社員が残土条例違反の疑いで逮捕されており、令和 5 年 11 月に千葉県警が当該法人を家宅搜索していることが認められた。

ウ したがって、存否不回答として本件拒否決定を行った令和 6 年 1 月 10 日以前に、千葉県警が当該法人を既に家宅搜索しており、犯罪の証拠物件等は押収していたはずであることから、同日時点で、当該公文書を公開したとしても、当該法人が捜査機関の捜査活動を困難にする目的で逃亡、罪証隠滅を企る等「犯罪の捜査に支障が生ずる」おそれは、極めて低く、法的保護に値する蓋然性は認められない。

エ 以上から、本件拒否決定を行った令和 6 年 1 月 10 日時点において、本件請求公文書 2 に記載の情報は、条例第 7 条第 4 号の非公開情報には該当しないことから、条例第 10 条の該当性を検討するまでもなく、本件拒否決定とした理由はないものと認められる。

(3) 本件請求公文書 3 について

ア 本件請求公文書 3 は、請求人の情報公開請求書、反論書の内容から、大網白里市金谷郷に所在する当該法人所有地への土砂搬入の記録等の書類を含むと思料されるが、これらの書類は、当該法人の所有地で行った事業の記録に関する公文書と認められ、当該法人の土砂の搬入に関して市が記録した公文書が確認できた。

イ しかし、当該公文書の内容が公開されたとしても、明らかになるのは、当該法人の所有地における事業情報であり、当該法人が捜査機関の捜査活動を困難にする目的で逃亡、罪証隠滅を企る等「犯罪の捜査に支障が生ずる」おそれは考えられない。

ウ 以上から、本件請求公文書 3 に記載の情報は、条例第 7 条第 4 号の非公開情報には該当しないことから、条例第 10 条の該当性を検討するまでもなく、本件拒否決定とした理由はないものと認められる。

(4) 本件請求公文書 4 について

ア 本件請求公文書 4 は、請求人の情報公開請求書、反論書の内容から、大網白里市金谷郷に所在する当該法人所有地へ市職員が出張した記録が記された公文書と認められ、当該現場において市職員が対応した記録が記載された公文書が確認できた。

イ しかし、当該公文書の内容が公開されたとしても、明らかになるのは、市職員の業務記録に関する情報であり、当該法人が捜査機関の捜査活動を困難にする目的で逃亡、罪証隠滅を企る等「犯罪の捜査に支障が生ずる」おそれは考えられない。

ウ 以上から、本件請求公文書 4 に記載の情報は、条例第 7 条第 4 号の非公開情報には該当しないことから、条例第 10 条の該当性を検討するまでもなく、本件拒否決定とした理由はないものと認められる。

(5) 小括

以上のとおり、本件請求公文書 1 から同 4 までについては、いずれも条例第 7 条第 4 号の非公開情報には該当しないため、本件拒否決定は、取り消すべきである。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

付言

大網白里市の情報公開制度の運用に当たり、実施機関において留意すべき事項について、当審査会から意見を付する。

- 1 実施機関は、本件請求公文書 1 から同 4 までをまとめて本件拒否処分としており、本件請求公文書を具体的に特定していないため、当審査会において、前記第 5 の 3 に記載のとおり、インカメラ審理により、本件請求公文書 1 から同 4 までに該当する公文書の一部を特定し見分した。

これらの公文書については、改めて実施機関において条例に基づき公開又は非公開の決定を行うこととなるが、一例を挙げれば、前記第 5 の 3 (1) において特定した「市が当該法人を行政指導した記録が記載された公文書、中止命令書、措置命令書等の公文書」や前記第 5 の 3 (2) において特定した「告発状」については、条例第 7 条第 4 号の非公開情報が記載されていないことは

もとより、当該法人の残土条例に違反する行為に関する情報であるため、条例第7条第3号の法人に関する情報であって公にすることにより、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報にも該当しないものとする。

実施機関においては、今一度条例の趣旨に沿って公開又は非公開の決定を行うよう意見を付する。

- 2 実施機関は、前記第5の3(2)のとおり、当該法人を残土条例違反により刑事告発しているが、本来ならば、審査請求人から本件情報公開請求が行われた際には、告発状の提出先である捜査機関に対し捜査状況を照会し、適正に公開又は非公開の決定を行うべきであった旨の意見を付する。

別記

分類	審査請求人が公開請求した公文書
本件請求公文書1	当該法人に対する行政指導等全ての文書。
本件請求公文書2	当該法人を相手方とする告訴状。
本件請求公文書3	当該法人所有地に関する全ての文書。
本件請求公文書4	職員の出張等記録。

別紙

審査会の審議経過

年 月 日	処理内容
令和6年3月7日	諮問書の受理
令和6年3月18日	審議（書面開催）
令和6年4月4日	審査請求人から意見書を受理
令和6年5月9日	実施機関から意見聴取 審議
令和6年6月12日	審議
令和6年7月9日	審議

大網白里市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 谷 麻衣子
 委 員 大 島 有紀子
 委 員 掛 飛 正 彦